「マルチステークホルダー方針」

当社は、「住友の事業精神の下で、化学の分野で世界に通じる独創的な技術を開発し、特色のある質の高い製品を国内外に供給することにより、社会の発展に貢献します。」という企業理念のもと、製品やサービスを通じた社会的な課題の解決と持続可能な社会の発展への貢献を、社会的責任と位置づけています。そのため、株主のみならず、従業員、取引先、社会をはじめとするマルチステークホルダーとの適切な協働を通じて、全てのステークホルダーの期待に応えていくことを目指します。また、事業活動によって生み出された収益・成果のマルチステークホルダーへの適切な分配が持続可能な社会の発展に貢献する、との観点から、従業員への還元や取引先への配慮について、以下の方針で事業活動に取り組んでまいります。

記

１．従業員への還元

当社は、企業が持続的な成長をするためには、社員の成長が必要との考えに基づき、「人」を財産と考えています。自ら考え成長する“人財”の育成に取り組むともに、社員が安心して働きやすい職場づくりに向けた施策を実施してまいります。

生産性向上と社員エンゲージメントの向上を喫緊の重要課題と位置づけ、社員の働きがい、やりがいを醸成することで社員一人ひとりの成長を促し、組織における付加価値の最大化に繋げます。

また、それらの取り組みによって生み出された収益は、賃金の引上げなどの直接的な処遇の改善はもちろん、教育訓練等では、リスキリングをはじめとする社員の育成のための教育・研修や福利厚生の充実、健康経営の推進など、積極的に人財投資に活用することにより、従業員への持続的な還元を実施し、組織と社員一人ひとりの将来に亘る持続的な成長と社員が安心して働きやすい環境づくりに繋げてまいります。

（個別項目）

具体的には、人財戦略に基づき多様な施策を実行しております。処遇面においては賃金水準の引き上げとして、近年継続してベースアップを含む賃金の引上げを実施しております。また、人財の育成を目的とした教育訓練等においては、リーダーの育成や専門人財の確保に向けた育成体系の整備や自律的な学習を支援する公募型の研修の拡充に取り組んでおります。今後も継続してこれら各種労働条件向上策の検討を進めてまいります。

２．取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。なお、パートナーシップ構築宣言の掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

・　パートナーシップ構築宣言のＵＲＬ

【https://www.biz-partnership.jp/declaration/81554-05-08-osaka.pdf】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

以上

2025 年 1 月 14 日

住友精化株式会社	代表取締役社長　小川　育三
法人の名称	代表者の役職及び氏名